

ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トスヲ「地方

長官(東京府ニ在リテハ警視總監)鑛業法又ハ砂鑛法

ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トスニ

改ム  
第四條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監)」ニ改ム

第四條 國民職業能力申告施行規則中左ノ通改正ス

第九條第二項中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在

リテハ警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第五條 國民職業能力検査規則中左ノ通改正ス

第二條第一項中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在

リテハ警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第三條第一項中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在

リテハ警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第六條 昭和十五年十月厚生省令第四十三號國民職業能

力申告令第三條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特

例ニ關スル件中左ノ通改正ス

第三條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監)」ニ改ム

第七條 國民徵用令施行規則中左ノ通改正ス

第三條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監以下之ニ同ジ)」ニ改ム

ノ三、第一號ノ四及第二號ノ六中「何府縣知事氏名

印」ヲ次ニ「(警視總監氏名印)」ヲ加フ

第八條 厚生省令第四十五號國民徵用令

ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ警視總監

ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ警視總監

ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ警視總監

第一條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第五條 國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵

用セラレタル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事

業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件中左ノ通改

正ス

第二條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第十條 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用

セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件中左ノ通

改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監

トス以下之ニ同ジ

別表様式中「何府縣知事」ノ次ニ「(警視總監)」ヲ加フ

第十一條 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用

セラルベキ者ノ出頭旅費規則中左ノ通改正ス

第一條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監)」ニ改ム

第十二條 徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲ニ要スル費

用支辨方ニ關スル件中左ノ通改正ス

第三條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監)」ニ改ム

第十三條 勞務勤怠調査規則中左ノ通改正ス

第三條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監以下之ニ同ジ)」ニ改ム

第十四條 機械技術者檢定令施行規則中左ノ通改正ス

第十五條 國民勤勞報國協力令施行規則中左ノ通改正ス

第四條第二項中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在

リテハ警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第十九條中「第六條」ノ下ニ「第七條」ヲ加ヘ「厚生

大臣トアルハ」ヲ「厚生大臣又ハ地方長官トアルハ

ニ「文部大臣及厚生大臣」ヲ「文部大臣及厚生大臣

ハ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總

監)」ニ改ム

第五條第一號中「府 知事殿」ノ次ニ「(警視總監)

總監」ヲ、様式第二號中「府 縣知事 氏 名印」

ノ次ニ「(警視總監 氏 名印)」(第十九條ノ規定ノ

適用ニ付東京府ニ在リテハ警視總監氏名印)

ヲ加フ

第十六條 勞務調整令施行規則中左ノ通改正ス

第十四條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監)」ニ改ム

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理委員會官制は昭和十七年十月二十四日附官

報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理委員會官制(昭和十七年十月二十四日勅令第六百八十九號)

第一條 食糧管理委員會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ

諸問ニ應ジテ食糧管理法ノ施行ニ關スル重要事項ヲ

調查審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ  
之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委  
員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高  
等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之  
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之  
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之  
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

第五條 農林大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部ヲ置キ其ノ  
所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得  
第六條 委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會  
ノ決議ト爲スコトヲ得、  
第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ關  
係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
第八條 委員會ニ書記ヲ置ク農林部内判任官ノ中ヨリ  
農林大臣之ヲ命ズ  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
米穀統制委員會官制ハ之ヲ廢止ス

### 食糧管理法施行令中改正の件公布

### 第三回中央協力會議に於ける厚生大臣 演説要旨

食糧管理法施行令中改正の件は昭和十七年十月十九

日附官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ  
同法施行規則も同日附官報を以て同趣旨の一部改正を  
見た。

#### 食糧管理法施行令中改正ノ件

(昭和十七年十月十五日)  
(勅令第六百八十五號)

食糧管理法施行令中左ノ通改正ス

第二十四條中「小麦粉」ヲ「米粉及小麦粉」ニ改ム

第二十五條中「昭和十七年十月三十一日」ヲ「昭和十八  
年十月三十一日」ニ改ム

#### 附 則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
〔參照〕

昭和十七年(六月二十日公布)勅令第五百九十二號食糧管理  
法施行令抄錄

第二十四條 小麥粉ハ昭和十八年十月三十一日迄ハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クルニ  
非ザレバ之ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スル  
コトヲ得ス但シ船用品、郵便物其ノ他命令ヲ以テ  
定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第一に、國民保健の問題に關しましては、近年特に  
蔓延の徵が著しい結核を徹底的に豫防撲滅することが  
第一に重要な問題であります。我が國に於ける結核  
患者發生の状況を見ますと、歐米と異り特に青壯年  
層に多發する特徵があるのであります。青壯年層の死  
亡統計を検討して見ますと其の死亡原因の大半は結核  
であります。兵力としても労力としても最も権要なる  
は青壯年層であることに鑑みましても、結核に依る國  
家の損耗は實に甚大なりと言はねばならぬのでありま  
して結核撲滅は、まことに國家緊急の要務であり、皇  
國民の降替に關する重大事であると申さねばならぬの